

高根沢町公告第 11 号

高根沢町新庁舎等ネットワーク基本計画策定業務公募型プロポーザルの実施について

高根沢町新庁舎等ネットワーク基本計画策定業務について、公募型プロポーザル方式による業者選定を実施するので次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 27 日

高根沢町長 神 林 秀 治



記

1 プロポーザル実施の目的

高根沢町新庁舎等ネットワーク基本計画策定業務（以下、「本業務」という。）公募型プロポーザルは、令和 10 年度の開庁を予定している高根沢町新庁舎及び文化・スポーツ複合施設における強固なセキュリティの確保に加え、担当者が異動となった場合にも理解が容易でシンプルなシステムを構築し、将来的なシステムの追加・変更等に対応可能となる最適なネットワーク環境の検討・設計業務を委託するにあたり、高度な企画力、技術、専門性及び実績を有する事業者を選定するために実施する。

2 業務概要等

(1) 業務名称

高根沢町新庁舎等ネットワーク基本計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「高根沢町新庁舎等ネットワーク基本計画策定業務仕様書（案）」（以下、「業務仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌営業日から令和 9（2027）年 3 月 19 日まで

(4) 履行箇所

高根沢町内 町所有施設 他

3 提案限度額

11,550,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※限度額は必ずしも契約金額と同額ではない。プロポーザルの審査結果に基づき、特定された受注予定者と協議を行い、提案限度額を上限として契約を締結するものとする。

4 プロポーザル方式の種別
公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

期日	手続等
令和8(2026)年4月27日(月)	公募開始 ※公告、実施要領等の配布開始
令和8(2026)年5月1日(金) ※15時までに必着	参加表明書等に係る質問締切
令和8(2026)年5月8日(金)	参加表明書等に係る質問回答期限
令和8(2026)年5月13日(水) ※17時までに必着	参加表明書提出期限
令和8(2026)年5月18日(月)	参加資格確認結果通知
令和8(2026)年5月22日(金) ※15時までに必着	業務提案書に係る質問締切
令和8(2026)年5月27日(水)	業務提案書に係る質問回答期限
令和8(2026)年6月30日(火) ※16時までに必着	業務提案書の提出期限
令和8(2026)年7月10日(金)	審査会
令和8(2026)年7月17日(金)	審査結果通知
令和8(2026)年7月下旬	契約締結

※スケジュールに変更等が生じた場合は、高根沢町公式ホームページ（以下、「町公式ホームページ」という。）で公表する。

《URL》<https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/biz/keiyaku/proposal/2026net.html>

6 参加者等の資格要件

(1) 参加者の資格要件

本プロポーザルの参加者は、次の事項を満たす単体企業とする。

- ア 令和8(2026)年度の高根沢町入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録しており、「C-2 通信機器」又は「N-2 情報関連サービス」の届出があること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしていない者でないこと。
- エ 町税及び国税について滞納がないこと。
- オ 公募開始日から受注予定者の特定の日までにいずれの日においても、高根沢町競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成21年高根沢町告示第197号)の規定に

よる指名停止措置を受けていない者であること。

カ 本業務を統括する主任担当者を選定すること。なお、業務受注後に主任担当者を変更することは認めない。

キ 公告日において、栃木県内に本店又は支店等の所在があること。

ク 平成 28 (2016) 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体において、「ネットワーク基本計画策定業務、設計業務、又は構築業務」を元請けとして完了した実績を有すること。

(2) 協力会社の資格要件

本業務に関する専門分野について協力会社を加えることを可能とする。ただし、次に掲げる事項を遵守すること

ア 協力会社は他の参加者の協力会社又は他の参加者として本プロポーザルに参加しないこと。なお、カタログの提供や製品の見積は他の参加者への協力にはあたらない。

イ 協力会社を加えた参加者が受注予定者となった際には、両者間の契約締結等により、協力会社の役割や責任の所在を明確にすること。なお、両者間の契約締結等において責任の所在を明確にした場合にあっても、本業務の受注者は、元請けとして一切の責任を負うものであること。

7 その他

プロポーザル及び業務内容に関する詳細は「高根沢町新庁舎等ネットワーク基本計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」「高根沢町新庁舎等ネットワーク基本計画策定業務仕様書(案)」「高根沢町新庁舎等ネットワーク基本計画策定業務プロポーザル審査方法・審査基準」のとおり。

8 事務局・業務所管課

(1) 事務局（プロポーザルに関する問い合わせ）

高根沢町総務課 契約係

住 所：〒329-1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地

電話番号：028-675-8101

F A X：028-675-2409

電子メール：kanzai@town.takanezawa.tochigi.jp

(2) 業務所管課（業務に関する問い合わせ）

①高根沢町企画課 広報・情報係

住 所：〒329-1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地

電話番号：028-675-8102

F A X：028-675-2409

電子メール：jyouhou@town.takanezawa.tochigi.jp

②高根沢町新庁舎整備課 新庁舎整備係

住 所：〒329-1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地

電話番号：028-675-8120

F A X：028-675-8114

電子メール：chousha@town.takanezawa.tochigi.jp